

健 健 発 〇 三 二 五 第 一 号
平 成 二 八 年 三 月 二 五 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

「地域保健法施行令第 4 条に定める保健所長の資格について」の運用等について

保健所長の資格要件に係る特例については、「地域保健法施行令第 4 条に定める保健所長の資格について」（平成 21 年 3 月 31 日付け健発第 0331041 号厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。）においてその運用を示しているところであるが、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）（別紙 1）に基づき、医師以外の者を保健所長に充てることが可能となる期間の取扱い等を下記のとおり明確化したので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

通知第 3 において、「ただし、同一保健所で 4 年を超えてその状態を継続することはできないものとする。」との記載は、同一保健所において、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）に定める期間（最大 4 年）を超えて医師でない職員を保健所長として充てることができないこととしているものである。

このため、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てることが著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で 4 年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所長に充てることを妨げるものではない。ただし、この場合であっても、公衆衛生医師確保の計画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要である。

なお、各地方公共団体において公衆衛生医師確保の計画を作成する場合、別紙 2 に掲げる項目を盛り込むことが考えられるので、参考にされたい。

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）
（抄）

地域保健法（昭 22 法 101）

（i） 医師以外の保健所長については、施行令に定める期間（最大 4 年）が満了する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充てること
が著しく困難であると当該地方公共団体の長が判断した場合に、同一保健所で
4 年を超えない限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所
長に充てることできるとともに、この場合であっても公衆衛生医師確保の計
画を作成するなど当該地方公共団体による一層計画的な取組が必要であること
を、地方公共団体に平成 27 年度中に通知する。

（ii） （略）

〇〇県 公衆衛生医師確保計画

平成〇年〇月〇日

1 公衆衛生医師の配置状況（定員・現員数）

・・・

2 公衆衛生医師数の今後の見通し

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	※適宜、矢印等を使用し、わかりやすくなるように工夫する ※役職・人数がわかるように記載する						
							

3 公衆衛生医師の採用計画等

(1) 採用計画

・・・

(2) 公衆衛生医師の確保策

・・・

(3) 育成計画

・・・

4 公衆衛生医師のキャリアパス

・・・

5 これまでの公衆衛生医師確保の取組状況

・・・